

栃木市農業委員会総会議事録

令和8年8月24日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和8年8月24日（月） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501 会議室

出席委員

1 若色 昭松	2 五十畑 節子	3 石塚 一彦	4 泉田 裕美
5 小林真理子	6 大塚 幸八	7 糸井世志江	8 毛塚 登
9 青木 則夫	10 田谷 安久	11 田中 徹	12 野尻 真悟
13 生澤 良一	14 鈴木美智子	15 巻島 陽一	16 大谷 朗
17 早乙女とみ	18 渡邊 昭男	19 中田 秀雄	20 田中 健一
21 縫村 啓子			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	金子 博文	次 長	高久 完治
次長補佐兼農委総務係長	松村 真理子	副主幹兼農委調整係長	田沼 篤
主 査	佐藤 紘輝	主 任	岡 剛伯
主 事	五十畑 博規		

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	買受適格証明願について
議案第5号	農地法第51条の規定による是正勧告について
議案第6号	非農地証明願について
議案第7号	栃木農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について
議案第8号	栃木農業振興地域整備計画の変更について（除外）
議案第9号	栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明見込地）について（除外）
議案第10号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
議案第11号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（所有者不明農地）に対する意見について
議案第12号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）に対する意見について
議案第13号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権移転）に係る要請について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について

報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の報告について
報告第4号	農地法第5条の規定による農地転用届出の取消の報告について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第6号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
開会の宣言	
事務局長	それでは、ただ今から、令和8年8月栃木市農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長にお願いします。
議事録署名 委員指名 議 長	
	(会長あいさつ) それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。 栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	それでは、議事録署名委員は、12番野尻真悟委員、13番生澤良一委員にお願いいたします。
会議書記指名	
議 長	日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤紘輝氏と岡剛伯氏を指名いたします。
議 事	
議 長	それでは、日程第3の議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書の2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が6件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1 番については、空き家に付属する農地の取得のため、農地を売買により取得する申請です。

申請地では、じゃがいも、さつまいも、ねぎ、とうもろこし等を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、主に仲方町で米と大麦を作付しています。申請地でも、米と大麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、西方町本郷でいちごと米を作付しています。申請地でも、いちごを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉で米、麦、大根、白菜等を作付しています。申請地でも、米・麦を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5 番については、経営規模拡大のため、農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、主に岩舟町古江で米やじゃがいもを作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、主に岩舟町鷺巣、古江などで米を作付しています。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

	以上6件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (大塚委員)	今回の北部調査委員長の6番大塚です。 今回は私と7番糸井委員、20番田中健一委員の3名と事務局2名で、20日木曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回北部は、所有権移転の申請が3件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回の南部調査委員長の16番大谷です。 今回は私と14番鈴木委員、15番巻島委員の3名と事務局2名で、21日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。 今回南部は、所有権移転の申請が3件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の 4 ページをご覧ください。 今回は、1 件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。 1 番については、一般住宅への転用です。地図は 1 ページです。 事業計画者は、事業計画地の北に妻と子供 2 人、母と弟の合計 6 名で住んでおります。人数が多く、現在の家では狭くなってきており、高齢化した母、成長した娘たちのことを考え、現在の家を娘に譲渡し、計画者と妻と母が別に住むための住宅を建築することを計画し、本申請に至りました。従来の家は娘に既に贈与済みであり、登記後の全部事項証明書で確認済みです。 申請地は従来の家である、娘の家の隣接地であるため選定しました。 農地の区分は、用途地域内の第 3 種農地のため、原則許可です。 取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後宅地内浸透処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 以上 1 件の申請については、他法令の許認可の見込み等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。
北部調査委員長 (大塚委員)	今回北部は、一般住宅への転用の申請が 1 件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、10番田谷委員お願いします。
田谷委員	10番田谷です。 1番の案件ですが、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の6ページをご覧ください。 今回は10件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、資材置場への転用です。地図は2ページです。 事業計画者は、柏倉町にて総合廃棄物処理・資源回収リサイクル業を営む法人です。取扱量の増加により現在の置場が飽和状態となっており、自宅敷地まで利用している状況で、車両の出入りに苦勞することが多々あることから、本申請に至りました。申請地は置場の維持管理と車両の出入りを考慮し、事業所周辺及び県道沿いという条件に合致することから事業地として選定しました。 農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。 取水排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)

2番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、高谷町にて夫、子供と生活しておりましたが生活環境の変化により、新たに居住地が必要となったため、今回の申請に至りました。申請地は実家に隣接しており、また、土地を相続した茨城県に住む譲渡人からも購入してもらいたい旨の相談を受けていたことから選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後県道側溝へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、資材置場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、都賀町大橋にてとび・土木工事等の事業を行う法人です。今後事業を拡大するため、新たな資材置場が必要となったため、本申請に至りました。申請地は交通の便が良く会社からも近いことから事業地として選定しました。

農地の区分は、都賀総合支所から500m以内の第2種農地ですが、代替性が無いため許可基準に該当します。

取水排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、資材置場への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、申請地の隣接地で建設する学校の建設工事に伴う、工事車両の通路及び工事資材置場等を設置する敷地として一時利用したく本申請に至りました。申請地は建設工事現場の隣接地であり、工事車両の往来による周辺環境への負担が少ないため選定しました。

農地の区分は、農用地ではありますが、一時転用であるため不許可の例外規定に該当します。なお、農地を住宅敷地への進入路として利用してきたことについては、始末書が添付されており、一時転用完了後併せて農地への復元を行うこととなっております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、資材置場への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、大平町川連に事業所を置き、塗装工事、足場工事等を主な業務とする法人です。現在、資材置場が 1 箇所ありますが、足場材の部品部材が特に多く、飽和状態となっております。業務の受注増加に伴う資材の増量や、置場構内での作業の安全性確保のためにも、新たな資材置場の確保が必要なため申請に至りました。申請地は、事業所及び既存資材置場の近隣であり、面積も十分であるため選定しました。

農地の区分は、栃木県立翔南高校及びとちぎメディカルセンターしもつがから 500m 圏内及び上下水道が沿道に埋設されている第 3 種農地であるため原則許可です。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6 番については、一般住宅への転用です。地図は 7 ページです。

事業計画者は、現在、下野市にアパートを借り、妻と子供と共に居住しております。子供が成長し、現在の家屋では部屋が手狭になってきたことから、一戸建て住宅を取得したく申請に至りました。申請地は実家の近くであり、父が所有する土地の中で他法令の許可の見込みもあり、周辺農地への影響も少ないため選定しました。

農地の区分は、農地の広がり 1 0ha 以上の第 1 種農地ですが、土地の代替性が無く、集落に接続するため不許可の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は合併浄化槽処理後市道側溝へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7 番については、太陽光発電設備への転用です。地図は 8 ページです。

事業計画者は、近年の自然災害等の気候変動をもたらす要因の一つでもある温室効果ガスの削減のため、2021 年に温室効果ガスの削減目標を設定し、脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組む法人です。その取り組みの一つとして、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電設備を展開し、グループ会社等で自家消費することで、使用している電気を化石燃料由来からグリーン電力へ転換していくため、太陽光発電事業の申請に至りました。

申請地は日照を阻害するものが周辺になく、パネルを配置するための広い面積を確保でき、隣接農地に影響を及ぼさないことから事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、隣接する土地と一体として同一の事業目的に供するため不許可の例外規定に該当します。

取水、排水はなく、雨水は雨水浸透池に浸透後水路放流です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

8番については、資材置場への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、大平町西水代に事業所を置き、令和7年12月に設立した主に土木工業を営む法人です。以前まで個人事業主として土木業を営んでおり、個人で事業を始めた際に資材置場を探していたところ地主のご厚意により土地をお借りし、資材置場として利用を開始しました。利用以前は竹藪の状態であり、農地としての認識がなかったため手続きをしておりませんでした。申請地は農地であることが判明したため是正をしたく申請に至りました。

申請地は十分な面積を確保できること。また、主な営業範囲が県南地域であり、付近に県道桐生岩舟線があり交通の利便性が良いことから選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。なお、農地を資材置場として利用してきたことについては、始末書が添付されております。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、岩石採取場への転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、砕石事業を営む法人です。昭和40年代より50年以上事業を行っており、現採取場区域内の残鉱量がわずかとなりました。申請地の隣接地は全て自社地となっており、申請地を含めた周辺敷地を既存の採取場区域に組み入れることで、既存の採取場外周部の未採掘岩石の採掘も可能になり良質な岩石採取を見込めるため申請に至りました。

申請地は、隣接地に自社所有地があり既存の採取場と一体利用が可能になるため選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、既存敷地拡張のため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は既存敷地内の調整池で調整後市有水路に

放流です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番については、太陽光発電設備への転用です。地図は11ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。環境保全への貢献や、災害時の安定的な電力供給を図るため再生可能エネルギー推進・脱炭素の理念に基づき、太陽光発電設備を設置する計画に至りました。

申請地は、日照を阻害するものが周辺になく、管理可能な東京電力管内の土地であることから選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地ですが、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上10件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、一般住宅への転用が1件、資材置場への転用が2件、合計3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(大谷委員)

今回南部は、一般住宅が1件、太陽光発電設備が2件、資材置場が3件、岩石採取場が1件、合計7件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、15番巻島委員お願ひします。
巻島委員	15番巻島です。 1番の案件ですが、資材置場への転用です。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号2番について、1番若色より報告いたします。 2番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問題もないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号3番について、18番渡邊委員お願ひします。
渡邊委員	18番渡邊です。 3番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何も問題ないと思われるので、ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	番号4番、5番について、13番生澤委員お願ひします。
生澤委員	13番生澤です。 4番、5番の案件ですが、資材置場への転用で、現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。何の問題もないので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号6番について、7番糸井委員お願ひします。
糸井委員	7番糸井です。 6番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり何も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議 長	番号7番、8番について、2番五十畑職務代理者お願ひします。
五十畑職代	2番五十畑です。 7番は太陽光発電設備、8番は資材置場への転用で、現地を確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおり問題ないと思ひ

	ます。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	番号９番、１０番について、１９番中田委員お願いします。
中田委員	１９番中田です。 ９番は岩石採取場への転用、１０番は太陽光発電設備への転用で、現地確認してきました。事務局及び調査委員長の説明のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第３号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
儀 長	異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第４号「買受適格証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
佐藤主査	議案書９ページをご覧ください。 今月は申請が１件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。 この申請は、宇都宮地方裁判所による競売の入札参加に必要な買受適格証明願であります。 願出人は、古河市で主にキャベツを作付しており、競売情報にまとまった農地があったことから経営規模拡大のため、申請に至りました。農地取得後はいちごを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。 （写真説明） 以上１件の申請につきましては、法第３条第２項各号には該当しておらず、農地法第３条の許可要件のすべてを満たしているため、買受適格証明を発行することに支障ないと思われます。ご審議よろし

	くお願いいたします。
議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回南部は、証明願が1件ありました。 書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、証明することは妥当であると考えます。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いたしました。
議 長	次に、議案第5号「農地法第51条の規定による是正勧告について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の11ページをご覧ください。 今回は、2件を対象としております。送達先、土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、営農型太陽光発電設備への是正勧告です。地図は14ページです。 対象地は令和2年4月27日に3年間の一時転用許可の5条許可を経て、営農型太陽光発電敷地として転用し、令和5年4月に一時転用の期間が終了したものです。その後は是正指導を継続したにもかかわらず、違反の是正が進展しなかったため、今回の勧告の対象となりました。 勧告内容は令和8年9月30日までに違反を是正する為に必要な

措置を行う旨を記載しております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

2番については、営農型太陽光発電設備への是正勧告です。地図は15ページです。

対象地は令和4年5月26日に3年間の一時転用許可の5条許可を経て、営農型太陽光発電敷地として転用し、令和7年5月に一時転用の期間が終了したものです。その後是正指導を継続したにもかかわらず、違反の是正が進展しなかったため、今回の勧告の対象となりました。

勧告内容は令和8年9月30日までに違反を是正する為に必要な措置を行う旨を記載しております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)

以上2件の申請については、一時転用許可期間を過ぎ、事務局が指導を行ったにもかかわらず、太陽光発電設備の撤去が行われていないため、勧告することが妥当であると考えられます。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(大塚委員)

今回北部は、営農型太陽光発電設備への是正勧告が1件ありました。

事務局の調査内容確認及び現地調査を行いました。一時転用許可期間を過ぎ、事務局が指導を行ったにもかかわらず、太陽光発電設備の撤去が行われていないため、勧告することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(大谷委員)

今回南部は、営農型太陽光発電設備への是正勧告が1件ありました。

事務局の調査内容確認及び現地調査を行いました。一時転用許可期間を過ぎ、事務局が指導を行ったにもかかわらず、太陽光発電設備の撤去が行われていないため、勧告することが妥当であると考えます。

	以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号１番について、１８番渡邊委員お願いします。
渡邊委員	１８番渡邊です。 １番の案件ですが、現地確認してきました。事務局及び調査委員長 の説明のとおり問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願 いします。
議 長	番号２番について、１１番田中徹委員お願いします。
田中徹委員	１１番田中です。 ２番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問 題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願います。
議 長	ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第５号について、原案のとおり勧告することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第５号は原案のとおり勧告することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第６号「非農地証明願について」を議題とします。事務 局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の１３ページをご覧ください。 今回は３件の申請がありました。願出人、土地の表示等は記載のと おりです。 １番については、地図は１２ページです。 申請地は１筆で、航空写真等により、平成１０年以前から宅地とし て利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧く

	ださい。 (写真説明) 2番については、地図は1ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成16年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
五十畑主事	3番については、地図は13ページです。 申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。 (写真説明)
議 長	以上3件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われま。ご審議よろしくをお願いいたします。
北部調査委員長 (大塚委員)	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いしま。北部調査委員長お願いしま。
	今回北部は、2件の申請がありました。 2件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願いしま。
議 長	ありがとうございました。南部調査委員長お願いしま。
南部調査委員長 (大谷委員)	今回南部は、1件の申請がありました。 本件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えま。 以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくをお願い

	します。
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、20番田中健一委員お願いします。
田中健一委員	20番田中です。 1番の案件ですが、現地を確認したところ、事務局及び調査委員長 の説明のとおりです。何の問題もないと思われますので、ご審議よろ しくお願いします。
議 長	番号2番について、10番田谷委員お願いします。
田谷委員	10番田谷です。 2番の案件ですが、事務局及び調査委員長の説明のとおり、特に問 題もないと思われます。皆様のご審議よろしくをお願いします。
議 長	番号3番について、13番生澤委員お願いします。
生澤委員	13番生澤です。 3番の案件ですが、現地確認をしてきました。事務局及び調査委員 長の説明のとおり、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお 願いします。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり証明することにご異議ござい ませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり証明することに決定 いたしました。
議 長	次に、議案第7号「栃木農業振興地域整備計画の変更(軽微な変更) について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任	議案書の15ページをご覧ください。

今回は、2件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農業用施設用地のための申出です。地図は16ページです。

事業計画者は、令和7年11月に認定を受けた新規就農者です。

新規就農に際し、本申請地とその隣接地で苺を栽培するため、令和8年4月より借地契約を行い、営農上、農作業場と井戸ポンプが必要となったため、本申請地に農業機械置場を新設するべく今回の申請に至りました。

用途変更後は、耕作権が設定された2a未満の農業用施設用地として適用除外となると考えられます。スクリーンをご覧ください。（写真説明）

2番については、果実酒醸造所のための申出です。地図は17ページです。

事業計画者は、大平町西山田にてぶどうを耕作する農業者であり、令和6年8月から個人事業主としてワインの販売事業を中心に活動しておりました。現在は、本市で、ワイン及びリキュールの企画、製造、販売体制の構築を進めており、委託醸造の形でワインを造りながらワイナリー設立の準備をしております。7年間本場フランスでのワイン製造及び販売について十分な経験と知識を得て、生まれ故郷である大平町にてワイン製造及び販売する決意で申請に至りました。申請地は面積を十分に確保でき、区画形状も平坦で整形であること。また、交通量の多いぶどう通りに面しており利便性が高いことから選定しました。

用途変更後は、農地転用の申請がなされると思われます。農用地利用計画において指定された農業用施設の用途に供するため、許可基準に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

（写真説明）

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。

除外調査委員長
（五十畑職代）

2番の五十畑です。

今回は、私と若色会長、石塚職代の3名と事務局2名で、18日火曜日、書類審査及び現地調査を行いました。

		それでは、調査の結果を報告いたします。 今回は、2件の申出がありました。 農業用施設が1件、農産物加工所が1件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第7号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第7号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第8号「栃木農業振興地域整備計画の変更について(除外)」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
岡主任		議案書の17ページをご覧ください。 今回は、4件の申請がありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。 1番については、一般住宅のための申出です。地図は18ページです。 事業計画者は、令和5年4月に婚姻し、夫の実家の真岡市で家族4人で生活しております。近々第一子の出産を控えており、それに伴い現在の実家では手狭になることから、今回の申出に至りました。申請地は妻の実家に近いことから、申出地を事業地として選定しました。 農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に接続することから不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、一般住宅のための申出です。地図は19ページです。

事業計画者は、令和4年5月に婚姻し、現在は宇都宮市鶴田町のアパートにて夫婦2人で生活しております。将来出産により手狭になることから今回の申請に至りました。申請地は両親の介護等を考慮し、実家の近接地であることから、申出地を事業地として選定しました。

農振除外後の農地区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ではありますが、集落に接続することから不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、店舗敷地のための申出です。地図は20ページです。

事業計画者は、大手コンビニエンスストアチェーンと平成8年にフランチャイズ契約をし、栃木市内に2店舗のコンビニエンスストアを経営展開しております。幅員かつ、中央分離帯で分断されたバイパス道路の西側沿いでコンビニエンスストアが無い無店舗地帯となっており、今回の申請に至りました。申出地は交通量・敷地の形状・視認性・地域の特性から事業地として選定しました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ではありますが、国県道沿道区域の休憩所であるため不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、店舗兼居宅敷地の是正のための申出です。地図は21ページです。

事業計画者は、西方町を中心に電気・設備工事を受注しながら、住宅会社などの下請けも受注する個人事業主。今まで父の代から賃借している土地に店舗兼居宅を構えていたが、今回土地を売買にて取得するにあたり、農振除外や転用許可が必要であることが判明したことから今回の申請に至りました。

農振除外後の農地区分は、土地改良施行地域内の第1種農地ではありますが、集落に接続することから不許可の例外規定に該当すると考えられます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上で説明を終わります。除外後は農地転用の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結

		果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)		今回は、4件の申出がありました。 一般住宅が2件、店舗が1件、店舗兼住宅が1件です。 書類審査及び現地調査の結果、周辺農地への影響は少ないと考えられますので、変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様 の慎重なご審議をお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第8号について、本委員会は「意見なし」として回答すること にご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第8号は「意見なし」として回答することに 決定いたしました。
議	長	次に、議案第9号「栃木農業振興地域整備計画の変更（非農地証明 見込地）について（除外）」を議題とします。事務局より議案の説明 をお願いします。
岡主任		議案書の19ページをご覧ください。 今回は、2件の申請がありました。申請者、土地の表示等につい ては記載のとおりです。 1番については、地図は22ページです。 対象地は令和元年東日本台風の豪雨により、上流に位置する池が 氾濫し、大量の土砂が流入し、被災したことによる申出です。スクリ ーンをご覧ください。 (写真説明) 2番については、地図は23ページです。 このたび、終活にあたり不動産の地目整理をしていたところ、申出 地の一部が宅地として利用していたことが判明したため、是正の申 出ですスクリーンをご覧ください。 (写真説明)

		以上で説明を終わります。いずれも、農振除外後は非農地証明の申請がなされると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長		ただ今の事務局の説明に関連して、除外調査委員長から調査の結果をお願いします。
除外調査委員長 (五十畑職代)		今回は、2件の申出がありました。 1件は自然災害により土砂等の流入があったこと、 1件は20年以上宅地として利用されてきたことを理由としております。 書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないと認められますので変更することに「適」と判断しましたが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議 長		ありがとうございました。 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長		発言がないようですので、採決いたします。 議案第9号について、本委員会は「意見なし」として回答することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長		異議なしと認め、議案第9号は「意見なし」として回答することに決定いたしました。
議 長		次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。 県農地中間管理機構に関する29件であります。事務局の説明は省略します。
議 長		これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議 長		発言がないようですので、採決いたします。 議案第10号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

		(異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案(所有者不明農地)に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
高久次長		議案第11号でお諮りする案件は、 今年3月の総会で公示することをお諮りした岩舟町古江の所有者不明農地についての案件です。総会で承認された後、4月と5月の2か月間公示しましたが権利を申し出る者がいませんでしたので、耕作希望者が県の農業公社に賃料を払い、借人が今年10月1日から5年3か月の利用権設定を行うにあたり皆様にお諮りするものです。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。(質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第11号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第12号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利用集積等促進計画案(機構・受け手間契約)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。(質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第12号について、原案のとおり承認することにご異議ござ

		いませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第12号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、議案第13号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画作成（所有権の移転）に係る要請について」を議題とします。 県農業振興公社に関する3件であります。事務局の説明は省略します。
議	長	これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、採決いたします。 議案第13号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に日程第4、報告事項に入ります。 報告第1号から、報告第6号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
議	長	報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。 (質疑なし)
議	長	発言がないようですので、以上をもちまして、令和8年8月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後4時27分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和 年 月 日

農業委員長 _____ (若 色)

署 名 委 員 _____ (野 尻)

署 名 委 員 _____ (生 澤)